

平成29年12月25日開会

平成29年12月25日閉会

平成29年12月
甲府地区広域行政事務組合議会定例会
全員協議会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

開会時間 午後 1 時 3 7 分

○議長（清水 仁君） ただ今から、全員協議会を開会いたします。

それでは、議案審査に入ります。

この全員協議会におきましては、議案第 1 7 号から議案第 2 4 号までの審査を行います。

はじめに、議案第 1 7 号「平成 2 8 年度甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」当局の説明を求めます。

長田事務局次長

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第 1 7 号、「平成 2 8 年度 甲府地区広域行政事務組合各会計別決算の認定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の 1 ページをお開き願います。

平成 2 8 年度 甲府地区広域行政事務組合各会計別決算につきましては、本年 9 月 1 9 日に、乙黒 環、小澤 重則両監査委員により、審査をうけまして 9 月 2 9 日付けで、予算執行状況等について、適正である旨の意見が提出されたところでございます。

内容につきましては、お配りいたしました審査意見書のとおりでございます。

各会計別決算について、事務局所管の一般会計及び特別会計のうち、ふるさと市町村圏事業特別会計、視聴覚ライブラリー事業特別会計、国母公園管理事業特別会計に関ります、決算の事項別内容についてご説明を申し上げます。

なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略をさせていただきますが、ご理解をいただきたいと思います。

恐れ入りますが、お手元の平成 2 8 年度歳入歳出決算書の 1 ページをお開き願います。

平成 2 8 年度本組合の歳入歳出決算一覧表でございます。

表の最下欄の合計欄は、一般会計及び 4 つの特別会計の合計でございます。

予算現額 3 8 億 3 千 7 3 5 万 3 千円に対しまして、収入済額 3 8 億 4 千 8 7 万 3, 9 1 0 円、支出済額 3 7 億 7, 1 6 3 万 8, 8 4 9 円、差引残額 6 千 9 2 3 万 5, 0 6 1 円でございます。

各会計別の内訳につきましては、記載のとおりでございますが、差引残額のうち一般会計及び消防事業特別会計の合計 6 千 5 4 4 万 3, 9 9 6 円につつま

しては、財政調整基金へ積み立てをさせていただきました。

なお、国母公園管理事業特別会計の決算剰余金 379 万 1,065 円につきましては、今年度予算に繰越をするもので、この繰越につきましては、本定例会へ議案第 19 号繰越金の増額に係ります、補正予算案として提出をしたものでございます。

次に、決算書の 24 ページをお開き願います。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額 5,476 万 7,330 円、歳出総額 5,214 万 9,955 円、歳入歳出差引額につきましては、261 万 7,375 円で、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

この一般会計につきましては、議会費、一般管理費、公平委員会費、各基金費、監査委員会費などから構成されており、組合事務局の運営に係ります経費でございます。

25 ページ、26 ページをお開き願います。

歳入でございますが、1 款 1 項 1 目 組合運営費負担金は、組織市町からの負担金でございます。

負担割合につきましては、均等割 10% 人口割 90% の割合でございます。

次に、2 款 1 項 1 目 利子及び配当金は、財政調整基金、職員退職手当金支払準備基金、消防施設整備事業等基金の運用利子収入でございます。

なお、当該利子収入につきましては、歳出の基金積立金に計上いたしまして、各基金に積み立てをいたしました。

次の、3 款 繰入金につきましては、組合例規集差し替えに伴い、一般管理費に不足が生じたことから、財政調整基金からの繰入金といたしまして、300 万円の増額補正を行ったものでございます。

このことにつきましては、平成 28 年 12 月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただいたものでございます。

27 ページ、28 ページをお開き願います。

5 款 2 項 1 目 雑入は、山梨県広域市町村圏連絡協議会解散に伴う返還金及び事務局嘱託職員 1 名分の雇用保険料、本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額 5,

175万9千円、補正予算額300万円の増、予算現額5,475万9千円、調定額 収入済額ともに、5,476万7,330円でございます。

次に、29ページ、30ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目 議会費の、主なものにつきましてご説明申し上げます。

1節 報酬は、組合議員24名分の報酬でございます。

8節 報償費は、組合議員懇話会の研修講師謝礼でございます。

9節 旅費は、議員行政視察研修に係わる旅費でございます。

11節 需用費は、議会会議録の印刷代及び参考図書の追録代等が主なものでございます。

14節 使用料及び賃借料は、議員行政視察研修のバス借上げ料、及び議員懇話会の会場借上げ料でございます。

次に、2款1項1目 一般管理費でございますが、1節 報酬は、特別職5名分と事務局嘱託職員1名分の報酬でございます。

2節 給料から、4節 共済費までにつきましては、事務局職員4名分の人件費でございます。

11節 需用費は、組合例規集の印刷製本費、消耗品費、自動車燃料費が主なものでございます。

31ページ、32ページをお開き願います。

14節 使用料及び賃借料は、事務局連絡用自動車と複写機のリース料でございます。

19節 負担金補助及び交付金は、職員福利厚生組合事業主負担金及び広域行政圏整備推進協議会への負担金でございます。

25節 積立金は、事務局職員1名分の職員退職手当金 支払準備基金への積立金でございます。

次に、2款1項2目の公平委員会費でございますが、1節の報酬は、公平委員3名分の報酬でございます。

次の、9節旅費から14節使用料及び賃借料までにつきましては、行政委員の視察研修に係わる費用でございますが、平成28年度から当面実施しないことになりましたので、予算の執行はございませんでした。

次に、2款1項3目から5目までの基金費につきましては、先程、歳入の利子及び配当金でご説明いたしましたが、各基金の利子収入をこれらの基金に積み立てをしたものでございます。

次に、2款2項1目 監査委員費でございますが、1節 報酬につきましては、監査委員2名の報酬でございます。

33ページ、34ページをお開き願います。

11節 需用費は、「平成27年度 歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」、「平成28年度 定期監査報告書」の印刷製本費でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額 5,175万9千円、補正予算額 300万円の増、予算現額 5,475万9千円、支出済額 5,214万9,955円、不用額 260万9,045円でございます。

以上で、一般会計のご説明を終わらせていただきます。

続きまして、ふるさと市町村圏事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

36ページをお開き願います。

ふるさと市町村圏事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入 歳出総額ともに同額の 331万8,613円でございます。

37ページ、38ページをお開き願います。

歳入の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。

2款1項1目 利子及び配当金でございますが、ふるさと市町村圏基金の運用利子収入でございます。

次に、3款1項1目ふるさと市町村圏基金繰入金でございますが、基金から繰り入れまして、事業の執行経費に充当したものでございます。

39ページ、40ページをお開き願います。

5款2項1目 雑入につきましては、組織市町の住民を対象とした「ふるさと再発見ツアー」の参加料として、1人500円をご負担していただいた、参加者76名分の参加料でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに 383万6千円、調定額、収入済額ともに 331万8,613

円でございます。

4 1 ページ、4 2 ページをお開き願います。

歳出でございますが、1 款 1 項 1 目 事業費の主なものにつきまして、ご説明いたします。

8 節 報償費は、組織市町の小中学生を対象とした「ふるさと絵画コンクール」入賞者への、記念品及び参加賞等でございます。

1 1 節 需用費は、「ふるさと絵画コンクール」での入賞作品を掲載しましたカレンダーの作成等、各種事業に要した経費でございます。

1 2 節 役務費は、電信電話料が主なものでございます。

1 3 節 委託料は、「組合ホームページ」の保守管理費でございます。

1 4 節 使用料及び賃借料は、「親子防災体験研修」及び「ふるさと再発見ツアー」のバス借上料でございます。

2 8 節 繰出金につきましては、視聴覚ライブラリー事業特別会計への繰出金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに、3 8 3 万 6 千円、支出済額 3 3 1 万 8, 6 1 3 円、不用額 5 1 万 7, 3 8 7 円でございます。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、視聴覚ライブラリー事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

5 8 ページをお開き願います。

視聴覚ライブラリー事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入 歳出総額ともに同額 5 4 万 9, 1 2 4 円でございます。

5 9 ページ、6 0 ページをお開き願います。

歳入でございますが、2 款 1 項 1 目 ふるさと市町村圏事業特別会計繰入金により、事業を執行しているものでございます。

歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに 7 2 万 9, 0 0 0 円、調定額 収入済額ともに 5 4 万 9, 1 2 4 円でございます。

6 1 ページ、6 2 ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目 視聴覚ライブラリー運営費の1節 報酬は、教育委員会委員5名分の報酬でございます。

1 1節 需用費は、消耗品費でございます。

1 2節 役務費は、教材目録を送付するための郵便料でございます。

次に、2款1項1目 視聴覚ライブラリー施設費の1 8節 備品購入費は、視聴覚教材の購入経費でございます。

2 8年度は、古い媒体で人気のあるものをDVD化いたしまして、1 7枚を購入いたしました。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり、当初予算額、予算現額ともに7 2万9, 0 0 0円、支出済額5 4万9, 1 2 4円、不用額1 7万9, 8 7 6円でございます。

以上で、視聴覚ライブラリー事業特別会計の説明を終らせていただきます。

続きまして、国母公園管理事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

6 4ページをお開き願います。

国母公園管理事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1, 9 2 1万3 6 2円、歳出総額1, 5 4 1万9, 2 9 7円、歳入歳出差引額につきましては、3 7 9万1, 0 6 5円で翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額でございます。

6 5ページ、6 6ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目 国母公園管理負担金は、関係市町であります甲府市・中央市・昭和町の2市1町からの、均等割3 0%、人口割7 0%の負担割合で、ご負担していただきました負担金でございます。

次に、2款1項1目 公園使用料は、有料運動施設及び公園の使用料でございます。

次に、3款1項1目 利子及び配当金は、国母公園管理基金の運用利子収入でございます。

次に、5款1項1目 繰越金は、平成2 7年度の決算剰余金を平成2 8年度予算へ繰越したものでございます。

このことにつきましては、平成2 8年1 2月組合議会定例会におきまして、増額補正の議決をいただき、基金に積み立てをしたものでございます。

67ページ、68ページをお開き願います。

6款2項1目 雑入は、国母公園管理事務所内に入居している、国母工業団地工業会からの光熱水費相当分と国母公園嘱託職員3名の雇用保険料の本人負担分でございます。

以上、歳入合計につきましては、歳入合計欄に記載のとおり、当初予算額1,765万2,000円、補正予算額134万8,000円の増、予算現額1,900万円、調定額、収入済額ともに1,921万362円でございます。

69ページ、70ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款1項1目 一般管理費の、1節 報酬及び4節 共済費は嘱託職員3名分の人件費でございます。

11節 需用費は、消耗品費、光熱水費及び建物修繕費が主なものでございます。

12節 役務費は、電信電話料及び樹木の整枝剪定料が主なものでございます。

13節 委託料は、国母公園内の清掃作業、管理事務所の警備業務等の委託料でございます。

15節 工事請負費は、テニスコート夜間照明改修工事費でございます。

25節 積立金は、国母公園管理基金への積立金でございます。

以上、歳出合計につきましては、歳出合計欄に記載のとおり当初予算額1,765万2,000円、補正予算額134万8,000円の増、予算現額1,900万円、支出済額1,541万9,297円、不用額358万703円でございます。

以上で、事務局所管の4つの会計の、ご説明を終わらせていただきます。

ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 続きまして、萩原総務課長

○総務課長（萩原 亨君） それでは、引き続きまして平成28年度消防事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

なお、金額につきましては、決算書に記載されておりますので、一部を除き省略させていただきますが、ご理解をいただきたいと存じます。

それでは、お手元の資料「平成28年度歳入歳出決算書」の、44ページをお開き願います。

平成28年度 消防事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は、37億6,302万8,481円、歳出総額は、37億20万1,860円、歳入歳出差引額は、6,282万6,621円で翌年度へ繰り越すべき財源は、ありませんので、実質収支額は、同額でございます。

この、歳入歳出差引額の主な要因でございますが、歳入につきましては、危険物許認可申請件数等の増加に伴います、消防手数料の増及び更新車両の不用品売却に伴います、雑入の増が主な要因でございます。歳出につきましては、非常勤嘱託職員、再任用職員のいずれも採用減、及び中途退職者による職員数の減、並びに共済費事業主負担金に係る財源率が当初の見込みを下回ったことによる、人件費の減と合わせ横浜市消防局からの派遣職員受入に伴う、負担金の未執行が主な要因でございます。

続きまして、45、46ページをお開き願います。

歳入の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1款1項1目 消防費負担金は、本組合規約に基づく組織市町からの、常備消防費負担金などを、収入したものでございます。

次に、2款1項1目 消防手数料は、本組合手数料条例に基づく、危険物許認可申請手数料などを、収入したものでございます。

次に、5款1項1目 財産貸付収入は、消防本部庁舎及び各署所の自動販売機設置に係る公有財産貸付料でございます。

次の47、48ページを、お開き願います。

6款1項2目 職員退職手当金 支払準備基金 繰入金は、職員の退職手当を基金から繰り入れたものでございます。

次に、6款1項3目 消防施設整備事業等 基金繰入金は、東部出張所、中道出張所 消防ポンプ自動車及び中央署50m級はしご付消防自動車の更新整備事業、並びに中道出張所耐震補強工事他、施設整備事業に係る費用の財源として基金から繰り入れたものでございます。

補正につきましては、各事業費の確定により408万6千円を減額したものでございます。

次に、8款1項1目 預金利子は、歳計現金に係る預金利子を、収入したものでございます。

次に、8款2項1目 雑入は、高速自動車国道における、救急業務支弁金収入及び山梨県防災ヘリ運航調整交付金などを収入したものでございます。

なお、増額の主な要因でございますが、消防車両の更新に伴います廃車車両の売却などによるものでございます。

次の49、50ページを、お開き願います。

9款1項1目 消防債は、東部出張所、中道出張所消防ポンプ自動車及び中央署50m級はしご付消防自動車の更新整備、並びに中道出張所耐震補強工事に係る費用の財源として、消防債を収入したものでございます。

補正につきましては、各事業費の確定により1,110万円を減額したものでございます。

以上、歳入合計は最下欄にございますように、当初予算額37億7,421万5千円、補正予算額1,518万6千円の減額、予算現額37億5,902万9千円、調定額 収入済額ともに、37億6,302万8,481円でございます。

次の51、52ページをお開き願います。

歳出の主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、1款1項1目 常備消防費は、警防・救急・救助活動のほか、人件費、火災予防対策、震災対策、高度情報化対策等、各種消防活動に要した経費でございます。

はじめに、1節 報酬は、非常勤嘱託職員 計5名分の報酬に、要した経費でございます。

次に、2節 給料、3節 職員手当等及び4節 共済費は、消防職員331名分の人件費に、要した経費でございます。

次に、8節 報償費は、火災の早期発見及び初期消火等の消防協力者に対する、表彰記念品などの購入、並びに、新人事評価制度評価者研修会等に係る講師への謝礼等に要した経費でございます。

次に、9節 旅費は、消防大学校入校や指導救命士養成研修及び、各種会議出席の旅費などに、要した経費でございます。

次に、10節 交際費は、消防行政の円滑な運営のため、消防長が消防本部を代表して、外部と交際する際に、要した経費でございます。

次に、11節 需用費は、消耗品費、被服費、自動車燃料費、光熱水費、建物修繕費などが、主な経費でございます。

次に、12節 役務費は、電信電話料や消防車両の保険料などに、要した経費でございます。

次に、13節 委託料は、財務会計システム構築・運用業務委託料をはじめ、全37件の業務委託に、要した経費でございます。

次に、14節 使用料及び賃借料は、複写機のほか各消防署の司令車などのリース料や、庁内ネットワークシステムなどの賃借料に、要した経費でございます。

次に、18節 備品購入費は、化学防護服、空気呼吸器用軽量ボンベ、仮眠用ベッドなどの購入に、要した経費でございます。

次の、53、54ページをお開き願います。

19節 負担金補助及び交付金は、甲府防火協会補助金、山梨県消防学校入校負担金及び甲府市福利厚生組合事業主負担金など、全77件の負担金及び補助金に支出したものでございます。

次に、25節 積立金は、本組合の職員退職手当金支払準備基金への、積立金でございます。

次に、27節 公課費は、消防車両の自動車重量税の納付に、要した経費でございます。

次に、1款1項2目 消防施設費は、災害活動の拠点である消防庁舎の改修及び消防車両の更新整備に、要した経費でございます。

補正につきましては、工事請負費及び備品購入費における、各事業費の確定に伴い1,518万6千円を減額したものでございます。

まず、9節 旅費は、消防車両の更新整備に伴う中間検査を実施するための旅費に、要した経費でございます。

次に、15節 工事請負費は、中道出張所耐震補強工事等に要した経費でございます。

次に、18節 備品購入費は、東部出張所、中道出張所消防ポンプ自動車及び中央署50m級はしご付消防自動車の更新整備、南署回転式防火衣ロッカーの更新に要した経費が主なものでございます。

次に、25節 積立金は、本組合の消防施設整備事業等基金への積立金でございます。

次の、55、56ページをお開き願います。

2款1項1目 元金及び2目 利子は、平成16年度の高機能消防指令センター整備事業をはじめ、全21件に係る消防債の元金償還及び利子の支払いに、要した経費でございます。

以上、歳出合計は最下欄にございますように、当初予算額37億7,421万5千円、補正予算額1,518万6千円の減額、予算現額37億5,902万9千円、支出済額37億20万1,860円、不用額5,882万7,140円でございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審査を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で、議案第17号についての説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 平成28年度の決算について、平成28年度の大規模火災の糸魚川のことについて伺います。

これは随分消防白書などにも、木造建築の密集とか初期における広域の応援体制とか、それから消防水利の困難な状態などが言われている訳ですが、本広域消防としてのどのような教訓を現在生かしておられるのか、平成28年糸魚川の総括から、どのようなお考えなのか、またやられたことを、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水 仁君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下光夫君） 糸魚川市で発生をいたしました、大規模火災を教訓に、当消防本部といたしましては、本年度の12月6日に火災時における消防用水の確保に関する協定を、生コンクリート協同組合さんと締結をいたしました。この締結につきましては、大規模な火災が発生した場合に考えられる消防用水の不足を補うため、コンクリートミキサー車から、消防用水の給水支援を受け効果的な消防活動が継続して、実施できるよう体制の強化を行なったと

ころでございます。

また、住宅の密集する地域や危険物を貯蔵取扱う大規模施設がある地域など、火災が発生すると延焼拡大の恐れのある火災危険区域の再点検を行い、更に必要に応じて火災防御計画の見直しを行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 このことに対しては、早速コンクリートミキサーを使って協会とも協力できるということで、有り難いと思います。

ぜひ、今後に生かすためにも、共同の訓練等も実施していただければと思います。

問題は、ここでは消防水利というお話ですが、消防水利ということで、その間の消火栓それから貯水槽など公的なものの充実が図られていますけど、実績報告書を見ると私設の貯水槽なり消火栓が減っているという数字がでていますが、甲府が特に出ていますが、これは工場とか事業所、ビルなどですね、数が減っているということもあると思いますが、これは減っている数ですけども、現に老朽化しているということもあるかと思いますが、その辺の調査はどのようになっているのでしょうか。

○議長（清水 仁君） 宮下警防課長

○警防課長（宮下 光夫君） 消防水利につきましては、調査を毎月、水利調査実施要綱に基づきまして実施をしております、先ほど議員からご質問がございました、私設の貯水槽等につきましては、所有者の都合により撤去される場合や老朽化により使用不能となる場合があることから、公設、私設に係らず、毎月1回調査して確認をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 民設の貯水槽それから消火栓も有り難いことですから、その辺の点検も強めていただきたいと思います。それから糸魚川の問題ですけど、ここでは住宅用火災警報器の電動型とか難しいことを言われていますが、特に私共でお願いしています、住宅用火災警報器の設置率ですね、いただいている資料を見ますと中々これが上がっていない、29年度、28年度でいえば、全国8

1. 2%、山梨は75%、甲府の方は中々頑張っているといえども67%、これについては様々な取り付け支援事業など有り難いことやってもらっていますが、これも含めてどのように努力されているか、お伺いします。

○議長（清水 仁君） 森本予防課長

○予防課長（森本 修君） 住宅用火災警報器の設置率の向上に向け、これまでも啓発を行う中、昨年度からセレオ甲府に懸垂幕を設置したり、支援事業の電話での受付の拡大をするなどの取組みをしている所でございます。今後も設置率の向上に向け、様々な努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 特に、取り付け支援事業ですよね、65歳以上のご高齢の家庭に対する取り付け事業をしている、この辺も含めてですね、頑張っていたきたいと思えます。

それから、消防の衛生委員会と職員委員会について、お伺いします。

消防の衛生委員会の方は、国の方の法律で労働安全衛生法ですね、ストレスチェック制度もありましたから、衛生委員会の活用が当然だと思っておりますが、同時に設置義務というところはない訳で、安全衛生委員会の機能が今後どうなのか、その辺の努力、安全に関してどのように考えておられるのか。

それから、消防職員委員会ですけど、これは労働組合がないのが消防ですから、我が国の場合は、それについての代替措置として平成8年からそして平成17年が改正があって、充実を特に消防庁の方から、求められている訳ですが、いただいた資料を見ると中々これが広がってない。

消防庁の毎年の通知を見ても、給与とか勤務時間とか福利厚生などの問題、必要な被服・装備品、設備・施設に関するかなり広い分野ですが、本消防を見ると毎年ベルト、シャツとか、素材という形で、装備品についてが主なんです、勤務条件等についてはまだまだということですが、今後その辺については、幅広く改善に向けて努力されるのか、意見の徴収をどのようにされていくのか、この2点について、お伺いします。

○議長（清水 仁君） 饗場次長

○次長（饗場正人君） 当消防本部につきましては、衛生委員会のみを設置で

ございますが、職員の安全確保も重要でありますので、衛生委員会の活動の中で本来安全委員会が所管する職場の安全点検等も実施するなど、安全衛生委員会と内容的には、同じ活動となるよう努力しているところであります。

また消防職員委員会につきましては、毎年度総務省消防庁から出されるパンフレットを全職員に配布する中で、出せる意見内容について十分に周知をしてから意見募集をしておりますが、結果として議員のおっしゃるような意見が主だったものでございます。今後につきましても、出せる意見内容を十分周知いたしまして、意見募集を行うようにいたします。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 随分、努力されているということですが、まだまだという感じがします。ベルトとかTシャツの素材とか帽子とか、遠慮されている感じがします。

今後は、労働条件、勤務条件、施設の問題等も聞くというのが必要になってきます。これは、全国の消防庁の通知を見ても、仮眠室の環境整備とかハラスメント対策、女性用の施設の整備等が出てきている。

甲府の場合でも、そういうことをちゃんとする必要がある。これは社会全体で女性の活躍が言われて、特に全国の消防では、女性消防職員の活用がかなり言われています。

女性にとっても、子どもや高齢者に優しく、同時に女性の被災者に対する対応は女性が良いのではないかとされている、こういう中で女性の消防職員の活用がかなり言われている訳です。

甲府広域消防では、現在消防職員が6名と聞いていますが、これはかなり少ないと思います。

国の基準で、平成38年度までに、実員の内の5%まで女性を、広域の場合は5%までには、あと何人の採用が必要なのか、全国的な平均で見たらどのくらいの数が必要なのか、また、当面の目標として、甲府広域として何人くらいを現在目標にしているか、お聞かせください。

○議長（清水 仁君） 望月企画課長

○企画課長（望月眞仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

総務省消防庁では、一億総活躍社会の実現に向けて平成27年度より、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組みの推進を進めております。

消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、議員さんおっしゃいましたように、平成38年度当初までに5%に引き上げることとしております。

5%といいますと、甲府地区消防本部の実員に照らし合わせますと、17人の女性消防職員が必要となっております。

当消防本部におきましては、甲府地区広域行政事務組合における、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」において、平成32年度の全職員に占める女性職員の割合を、2%以上とする目標値に向けて取組みをしているところであります。

現在、当消防本部における女性職員は6名、1.8%の割合となっております。

2%といいますと7名、あと1名の女性消防職員が必要となります。

なお、2%の目標達成以降につきましては、国の推進する5%になるよう努力して参ります。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 総体の実員数の5%、2%の数とある訳ですから、現状の330幾つの数でいうと、あと1人増やせば全国的にも恥ずかしくない数字ですけど、そもそも広域の消防力整備指針では、消防職員の充足率が全国平均よりまだ下回っており、その辺をやれば、当然7名じゃなくて、8名も9名も必要になってくるんじゃないのかなと。ぜひ、その辺のところを当面の目標を僅か1名ということじゃなくてですね、2名でも3名でも採用数を増やしてもらってことを目標にしていきたい。それから是非ですね、この間努力はされていると思いますが、全国的に言われているのが、男性と女性の環境整備をしっかりと、例えばトイレ・仮眠室・更衣室・シャワーなど、どのように改善されて、今後共努力されていくのか、それから特に消防庁でも言われているように、ハラスメントの関係ですね、セクハラ、その辺はどのように努力されていますか。

○議長（清水 仁君） 萩原総務課長

○総務課長（萩原 亨君） 当消防本部におきます、女性消防職員の職場環境につきましては、日勤者は特段問題はありませんが、24時間の隔日勤務者につきましては、これまでのところ、職場環境が整っております中央消防署への配置となっていましたことから、今年度、南消防署の仮眠室の一部改修を行いまして、1部、2部、両部合わせて4名の女性隔日勤務者の配置が可能となるよう、環境整備を行なったところでございます。

今後も、女性職員の働きやすい職場環境を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 饗場次長

○次長（饗場正人君） ハラスメントにつきましては、甲府地区消防本部といたしましても防止対策について努力をしているところでございます。その活動の一環として今年の11月には、消防長がハラスメントの防止宣言を行い、各所属に対して消防長の宣言内容を通達いたしました。また、昨年度につきましては、7月26・27日の公務員倫理研修の中で、ハラスメントについて研修を行ないました。この研修には193名の職員が出席しております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 ありがとうございます。

そういう努力もぜひ、学習それから施設の問題をやっていただきたいと思えます。

これは要望ですが、いま言われたのが中央署と南署ですよね、ここでは、交代制勤務がある残りの西署に今後計画を立てていただきたいと思えます。

それから、先ほど言いました衛生委員会それから消防職員委員会、ぜひ女性の参加を促して、女性職員の声を入れるような取組みをしていただければ有り難いです、これは要望として言っておきます。

それで、そもそも消防力の整備指針について、消防職員数の充足率と消防車両機械力の充足率この2点について、お伺いいたします。

消防職員数は、基本的には一番大切なマンパワーなのかなと思いますが、整備指針における基準数において100%とした場合、この甲府広域消防では現

状のところ何%まで充足されているのかと、そこで見た場合に目標数値まで、あとどれくらい必要なのか、消防力の整備指針というまでもなく、市町村消防がですね目標とされるべきところですから、100%を目指す努力は必要かなと思います。

いま、お伺いした数字をお聞かせください。

○議長（清水 仁君） 望月企画課長

○企画課長（望月眞仁君） 国の消防施設整備計画の実態調査が3年に一度の調査になります、直近の平成27年度の消防施設整備計画の実態調査の結果ですが、基準人員数は477人であります。これに対して現有人員数は332人で、当消防本部の充足率は69.6%でありました。全国平均は77.4%でありました。よって、全国平均までの不足分が38人であります。

また、基準人員数の477人となりますと、145人が不足しております。機械の方ですが、消防ポンプ自動車は、基準数13台に対して100%、はしご自動車も基準数3台に対して100%、化学消防車は基準数2台で100%、救急自動車は基準数が10台となり、平成27年度におきましては、9台で90%となります。救助工作車は3台で100%、指揮車は同じく3台で100%となります。

以上です。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 大変、努力されているということで感謝申し上げます。

それでも、甲府広域の消防のマンパワーが全国平均が77.4%というお話でしたから、甲府が69.6%で、全国平均までが38人充足率が足りないということで、山梨県全体でみるとですね、山梨県では甲府広域が一番立派な訳ですけど、山梨県全体の数字ではなく、全国の平均の数字を見た場合、この甲府広域はあと38名いるということで、基準数の145人が目標数値ですから、ここまでに当面ですね、全国平均まで辿り着ける努力をしていただきたいと思います。

それで、先ほどのお話だと消防車両の機械の充足率は、ほぼ100%以上こうなってくると全国平均より甲府の広域消防は高いということになりますね、ただ、この内の救急車が10台必要なところが9台になっている、これは90%

となっていますけど、この数値は全国平均から比べて、低いですか、高いですか、お伺いします。

○議長（清水 仁君） 望月企画課長

○企画課長（望月眞仁君） 救急車の90%につきましては、救急自動車の全国平均は94.3%ですので、若干90%となりますと低いということになります。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 そうなると、あと1台増やせばクリアする、機械力だと問題ない、問題は人的なパワーになるところなので、その辺の努力を今後共、続けていただきたいと思います。

それから、本広域消防はですね、随分努力されている救急出動における所要時間の関係ですね、入電から現場到着、それから病院収容時間など、この間短縮検討委員会が開かれて、山梨県内・全国平均から見ても、かなり短縮されている、時間の短縮を頑張っているのは、市民として県民として感謝申し上げます。

しかしこの間、2003年ぐらいの数字を見ると、どうも伸び悩みだし、頑張っておられると思いますが、伸び悩みだし頭打ちの傾向になっているのではと思うので、どう解決されるのか、今後とも1分1秒でも短くしていただくのは、特に命の時間に係わる問題ですから、努力していただきたいところです。

資料を見たらですね、消防署別ですとかなりの開きがあることが、わかりました、前回も前々回も指摘させていただきましたが、中央署の救急の出動要請は、2,913の出動件数、ほとんど毎日もの凄い数で出ているわけですね、南署の救急隊は、3,000を超えると、3,083件の年間の出動件数、一方で、同じ南署の中道救急隊は278件なので、少ないところから救急隊を引き上げると言っているわけではなく、中道は中道で頑張っている、時間の問題や地域の問題があると思うので、多い出動件数のところを、どのように手を厚くしていくのか、検討が必要だと、これがないと今後の短縮には結びつかないと思いますので、是非、現場を把握されている中央署、南署の署長さんの救急出動に関する見解をお聞かせください。

○議長（清水 仁君） 花井次長

○次長（花井 正君） やはり中央署の管轄ですと、甲府市中心部の昼間の人口の多さ、それから南署に関しては、山城地区・大里地区の住宅地等の密集地を管轄しておりますので、救急出動件数については、多くなってしまう。

こうしたことから、救急車の充足率の話にもなると思いますが、今後も効率的な運用が図られるよう努力してまいりたいと思っております。

○議長（清水 仁君） 西山署長

○中央署長（西山公陸君） ご指摘のように、救急件数が非常に多くなっておりますが、中央署でも先ほど南の次長がお話した通り、昼間の会社の数が多く、またマンションも抱えておりますので、署といたしましては、救急車の適正利用を住民の方に呼びかけるような対策をしており、また、現場の出動時間の短縮というのは、職員がナビだけに頼らず、病院の帰りなどには、脇道等を調べたり、途中でもすぐに出動できるように、日常の待機の時でも体制を整えている状況でございます。

また、指令システムにつきましても、予告指令を元に、本指令を聞く前に、飛び出すというふうな体制で努力もしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 中央の署長さんが言われたことには、深く感謝申し上げますけど、中央と南の署長さんにお伺いしますが、あと1隊増えたらどうなのか、お聞かせください。

○議長（清水 仁君） 花井次長

○次長（花井 正君） あと1隊増やした場合ということですが、中央消防署の本署、南消防署の本署が多いということでもありますので、中央と南どちらか、あるいは、中間地点等に救急車を配置すれば、当然、今より平準化した救急出動件数になると考えております。

○議長（清水 仁君） 西山署長

○中央署（西山公陸君） 南署長と同じ意見であります。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 救急車は最低でも1台は必要だと、人の方は40人近く、1隊だいたい10人くらいだから、頑張って救急車両を1台ずつ増やせば、20人増

えるのでこの辺のところは、今後の計画としてぜひ、計画を立てていただきたいと思います。

18年ぐらいまでの皆さんの年収と現在の年収を比べて、だいたい100万円くらい、この間、数年間少しづつは上がっていますが、大きく下がっていますね、そうすると3億数千万円くらいの人件費の削減には、この20年間ではなっていますから人件費的、経費だったら全国の平均に半分でも近づくといい努力が緊急車両を見てもそうですし、救急車両も機械力でいうと、すべて甲府は立派なのに、あとひとつだけ、この辺の努力を頑張りたいと思います。

それから、大切な判断で時間的に切迫していることが2点あります。

ひとつは、武田出張所の問題です。開府500年に伴って、遺跡の整備・周辺環境の整備が問われていて、武田出張所の移転に伴う、これについての判断が時間的にも切迫しているわけで、何年も前からわたしの方から、お伺いしていますが、これをどうするのか、移転するのか廃止するのか、その計画をお持ちなのか、もうしないと良くないと思います。

特にもうしないといけないのが、ふるさと市町村圏事業です。

毎年400万円弱の基金から支出されています、この基金が今年度をもって、28年度決算を見ればわかりますが、あと691万円、29年が300万円です、そうすると30年度で使えるお金は300万円です、完全に底をつく訳です、ですからこれに対しては、28年度を中心にしながらも、今後のことを考えていかないといけないと、基金が無くなって終わりにするのではなくて、広域の市民のみなさんの評価を受けている、親子防災体験研修・絵画コンクール、今日いただいたカレンダーもそうですけど、ふるさと再発見ツアーも毎回参加者が来ていただいています、組合ホームページや視聴覚ライブラリーもどうなるかわからない、この2点についてぜひ、お聞かせください。

○議長（清水 仁君） 望月企画課長

○企画課長（望月 眞仁君） ご指摘の史跡武田氏館跡公有地化計画に伴う、武田出張所移転等につきましては、当該出張所が位置する場所が、多数の家が建ち並び、人々が生活の根拠地としている現状に鑑み、全面改築及び新築は原則として認められないものとされておりますが、強制的に移転を求めるものでは

ないとの説明を甲府市教育委員会から受けております。

従いまして、引き続き、甲府市教育委員会の事業の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 長田事務局次長

○事務局次長（長田哲也君） ふるさと市町村圏事業につきましては、組織市町の総務課長等との会議を重ね、協議・検討を行なってきたところでございますが、10月の会議におきまして、基金を活用しての事業は廃止するとの方向性が示されたところでございます。

今後につきましては、基金事業廃止後の新たな事業展開について、協議を行っていく事となりました。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 まだ、具体的ではないのですね。

武田の出張所については、結局どのようなお話をされたのか、見えてないです。

あそこに残して新たにするのか、それとも新たに移転するのか、それとも中央の関係があって、武田通り1本だから、失くすのか。

いろいろな選択肢はあると思いますが、時間的に迫られているので、地域の要望等もある中で、しっかりやっていただかないと、今の答弁は去年の答弁と同じですよ。

視聴覚ライブラリーの関係とふるさと市町村圏事業の関係は、基金は無くなるけども、今後も検討していきたいというようなお話ですよ。

今後については、期待も含めて具体的な進捗も含めて、頑張っていたきたいと思います。

それから、主要な施策の実績報告書をいただいて、みなさんの活躍を本当にいいなと見ております。

その中でいいのは、住宅防火診断の実施件数ですね、28年度によると、670件を超えていて立派なことだと思います。

要支援者、避難行動の支援が必要な方々のお宅に個別訪問して、防災上のご

指導していただくとか、避難路を明記いただいたりと大変貴重な事業だと思います、数年前ですと、400件、300件ですが、28年度を見ると670件とみなさんの頑張りが見える実績報告書は有り難く、今後とも努力していただきたいと思います。

それと、実績報告書に要望ですが、文化財の防火デーの警防調査の関係の記載がないので、心配してお伺いしたところ、今年も28年度もやられたということですので、是非今後も、記載をしていただきたいと思います。

文化財の防火・防災の取組みについては、全国的にも強めようとの話もあるわけですから、それに近い対応をしていただきたいと思います。

それから、新たに28ページに違反是正関係が載っていますが、これも尊い事業で何万件もある中から、何件の是正を発見して、是正をしっかりとさせて当然だと思います。

それから、ホームページに記載されていた内容で、風俗店の夜間の査察があります、これも階段とか通路に物を置いて、非難できない問題を是正して改善されたことが、ホームページでも載っていて、写真まで載せなくてもいいですが、ぜひ実績報告書に記載していただきたいと思います。

最後に、広域行政事務組合のホームページですが、有り難いことですが、平成27年度の3月組合議会から、会議録を掲載していただいています、この流れは全国的自治体でも、本会議の会議録それから委員会の会議録を載せているわけです、みなさんが丁寧にお答えいただいているのは、採決を必要とする組合議会もありますが、同時に丁寧なお答えをしていただいている、全員協議会も大事だと思いますので、検討していただいて、全員協議会の会議録も同じように掲載していただければ、有り難いと思い、これについては、費用や印刷代もかからないわけですから、是非検討をしていただきたいと思います、これは要望であります。

以上です。

○議長（清水 仁君） ほかに、質疑はありませんか。

では、これをもって質疑を終結したいと思います。

次に、議案第19号「平成29年度 甲府地区広域行政事務組合国母公園管理事業特別会計補正予算（第1号）」について当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第19号「平成29年度甲府地区広域行政事務組合 国母公園管理事業特別会計 補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成29年度「補正予算（補正予算に関する説明書）」の9ページをお開き願います。

この補正の内容につきましては、平成28年度決算剰余金を、本年度予算に繰越金として計上し、国母公園管理基金に積立てるものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、379万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,091万4千円とするものでございます。

次に12ページ、13ページをお開き願います。

歳入でございますが、5款 繰越金は、平成28年度決算剰余金379万1千円を29年度予算に繰越すものであります。

歳出につきましては、1款、公園事業費の一般管理費に379万1千円を追加し、国母公園管理基金に積み立てるものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明を終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第20号「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第20号「甲府地区広域行政事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の2ページ、3ページと併せまして、議案第20号資料の新旧対照表をご覧願います。

この改正条例は、育児をする女性職員の労働環境改善を図ることを目的に、国家公務員の育児休業等を定める人事院規則の一部が改正されたことに伴い、

本組合における子育て世代職員の就労環境や国家公務員との権衡に配慮し、本組合条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項のただし書きに規定されております、既に育児休業を取得した子について、再度の育児休業の取得が承認できる特別な事情として、本条例第3条第1項第6号に、「育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」ことを加えるものでございます。

次の、第4条につきましても、育児休業期間を延長した子の再度の延長が請求できる特別な事情として、同様に「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない」ことを加えるものでございます。

また、附則におきまして、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第21号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第21号「甲府地区広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

お手元に、議案第21号資料といたしまして「給与改定の概要」と「新旧対照表」をご用意いたしましたので、合わせてご覧願います。

この改正条例につきましては、本年の国家公務員の給与等に関する人事院勧告及び山梨県職員の給与等に関する人事委員会の勧告に鑑みまして、本組合職員の給与につきましても、これらの内容に準じた改定を行なう事としたものでございます。

お手元の、議案第21号資料「給与改定の概要」をご覧願います。

今回の改定内容につきまして、ご説明いたします。

1つ目の、給料表の改定につきましては、本年度の公民の給与格差を解消するため、給料月額を平均で0.2%を、本年4月1日に遡って引き上げるものであります。

2つ目の、勤勉手当の改定につきましては、本年12月の勤勉手当の支給割合を0.1月、再任用職員については0.05月引き上げ、年間の期末勤勉手当の支給月数を4.4月に、再任用職員については2.3月に引き上げるものであります。

3つ目の、扶養手当の改定につきましては、平成30年4月1日から配偶者にかかる手当額を13,000円から10,000円に減額し、子にかかる手当額を9,000円から10,000円へ増額するものであります。

また、配偶者のいない職員の手当額について、これまで11,000円でありました子に係る手当額を10,000円に、子以外の扶養者に係る手当額を11,000円から9,000円に減額するものであります。

4つ目は、2で引き上げました本年12月の勤勉手当を来年度以降、その引き上げ分であります0.1月分を6月と12月に0.05月ずつ、再任用職員については、0.025月ずつ、再配分するものであります。

以上が、給与改定の概要でございます。

次に、一部改正条例についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案集の4ページと合わせて、議案第21号資料「新旧対照表」の1ページをご覧願います。

なお、給料表の新旧は省略させていただいております。

一部改正条例の第1条は、本組合職員給与条例の一部を改正する規定であります。

先ほど「給与改定の概要」でご説明いたしましたもののうち、1と2の給与改定及び勤勉手当に関する規定となっております。

次に、議案集の13ページ、14ページと合わせて、新旧対照表の2ページから4ページに渡りますがご覧願います。

一部改正条例の第2条は、来年度以降の給与改定にかかわる本組合職員給与条例の一部を改正する規定であります。

2 ページから 3 ページが扶養手当に係る手当額と要件の変更について、4 ページが先の第 1 条で引き上げた勤勉手当の支給割合を 6 月と 12 月に再配分する旨についての規定となっております。

次に、議案集の 13 ページ、14 ページにお戻りいただきますが、附則につきましては、第 1 項から第 3 項までは、施行日及び適用日に関する規定となっております。

次に、第 4 項につきましては、第 1 条の改正規定を遡って適用することから、既に支給された勤勉手当、給料等は、第 1 条による改正後の勤勉手当、給料等の内払いとする旨を定めるものであります。

最後に、第 5 項において、条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任するものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で、説明は終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第 18 号「平成 29 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）」について当局の説明を求めます。

長田事務局次長。

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第 18 号「平成 29 年度甲府地区広域行政事務組合一般会計 補正予算（第 1 号）」につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、平成 29 年度補正予算（補正予算に関する説明書）の 1 ページをお開き願います。

この補正の内容につきましては、一般職職員の給与改定等に伴う、一般管理費の増額補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 50 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 5,472 万 9 千円とするものでございます。

次に 4 ページ、5 ページをお開き願います。

歳入でございますが、3 款 1 項 1 目 財政調整基金繰入金は、給与改定等に伴

い、一般管理費に不足が生じたことから、同基金からの繰入金といたしまして、50万円を計上するものでございます。

歳出につきましては、2款1項1目 一般管理費に50万円を計上するものでございます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に、入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第22号「甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について」当局の説明を求めます。

長田事務局次長

○事務局次長（長田哲也君） 議案第22号「甲府地区広域行政事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の15ページと合わせて議案第22号資料の新旧対照表の1ページから4ページに渡りますがご覧願います。

この条例改正につきましては、退職給付の官民較差の解消のため、本年12月15日に、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律が公布され、平成30年1月1日から施行することとなったこと、及び地方公務員法第24条第2項に、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定められなければならないと規定されていることに鑑みまして、本組合の退職手当制度における退職手当の計算に用いる調整率について、国家公務員に準じた改正を行うものであります。

条例改正の主な内容について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをご覧願います。

第1条関係につきましては、本組合職員退職手当支給条例中附則第3条第1項において、35年以下の期間勤続して退職した者の退職手当の算定の際の調整率を、100分の87から100分の83.7に改めるものであります。

これにより、第3条第2項は、36年以上42年以下の期間、勤続する者が退職した場合、第3条第3項においては35年を超える期間勤続して退職した

場合の調整率を、それぞれ第3条第1項に規定する新たな調整率を適用されることとなります。

次に、2ページをご覧ください。

第2条関係につきましては、退職手当に調整率を乗じることを初めて規定した、本組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の適用日であります、昭和48年4月1日に在職していた職員について、第1条と同じく、調整率を100分の87から100分の83.7に改正するものであります。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

第3条関係につきましては、平成18年の制度改正により役職調整額が設けられた際に、改正前と改正後の退職手当を比較することが規定されておりますが、それぞれの退職手当を算定する際の調整率を、100分の87から100分の83.7に、104分の87から104分の83.7に改正するものであります。

恐れ入りますが、議案集にお戻りいただきまして、16ページをご覧ください。

附則におきまして、この条例の施行日を平成30年1月1日と定めるものであります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○議長（清水 仁君） 清水英知君

○清水 英知君 本条例の改正によって、退職手当の調整率についてご説明がございましたけれども、削減額がどれくらいになるかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（清水 仁君） 饗場次長

○次長（饗場正人君） 今回の改正によりまして、減額になる1人当たりの金額は、約74万8千円程度になります。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 清水英知君

○清水英知君 1人当たり74万8千円ということで、5年前にも同様の削減があったと思いますが、その時の削減額をお聞かせください。

○議長（清水 仁君） 饗場次長

○次長（饗場正人君） 平成24年度の退職手当の減額につきましては、一人当たり約450万円の減額でありました。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 清水英知君

○清水英知君 今回の改正について、一人当たり74万8千円となると人件費への影響も大きいと思いますけども、影響額の総額はどのくらいになるか、教えていただければと思います。

○議長（清水 仁君） 饗場次長

○次長（饗場正人君） 全体では、約1、050万円程度でございます。

以上でございます。

○議長（清水 仁君） 清水英知君

○清水英知君 はい、まとめたいと思います。

今回、国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げとあわせて、退職手当の引き下げをおこなうということですが、削減額が74万8千円ということでした。

職員さんの生活を大幅に狂わせることにもなりますし、地域経済の影響も大きいかと思います、この改正、本条例案については、反対したいと思います。

本会議でも討論したいと思います。

以上です。

○議長（清水 仁君） ほかに、質疑はありますか。

○議長（清水 仁君） 山田 厚君

○山田 厚君 結局5年前と今回合わせて、退職金はこれから辞められる方、525万円も下がっちゃったですね、このように努力されてきて、なおかつ途中で東日本特別減額もあったので、あれも20万弱くらい皆さん削減されて、それも元に戻ったけど、削減されたことも事実です。ですから随分の削減額が、あったなと思います。

これは人事院勧告ではなくて、人事院意見だそうですね、勧告の方は給与それから給料の関係もありますけども、自治体であるし広域の議会な訳ですから、必ずしも国の言う通りにやらなくてもいいのではないかと思います。

本日がクリスマスの25日ですから、一週間も経たないうちに、1月1日になったら75万円も削減というのは、あまりにも酷だなと思います。

自治体においては、広域の議会等においては、私の知る範囲ですと1月1日実施ではなくて、今年度退職の方であったら、せめて今年度の方は送り出して、来年度の4月1日からという運びが多いようです。これは、なかなか難しい問題だと思いますけども、頑張って退職される方をご苦労さまでしたと言ってもらうためにも、送り出すためにも、やっぱりこの削減額はいかななものかなと思います。

これは、不同意です。

以上です。

○議長（清水 仁君） ほかに質疑はありませんか。

では、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第23号 教育委員会教育長の任命について当局の説明を求めます。

長田事務局次長

○事務局次長（長田哲也君） 議案第23号 教育委員会教育長の任命につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の17ページ、18ページをご覧ください。

教育委員会教育長の任命につきましては、本組合の教育委員会教育長の長谷川 義高氏が、本年10月11日をもって辞職したため、新教育長制度に基づく教育長として小林 仁氏を任命するにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を必要とすることから、提案するものであります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明を終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

次に、議案第 24 号 教育委員会委員の任命について当局の説明を求めます。

長田事務局次長

○事務局次長（長田哲也君） それでは、議案第 24 号 教育委員会委員の任命につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案集の 19 ページ、20 ページをご覧ください。

教育委員会委員の任命につきましては、本組合の教育委員会委員のうち、平賀 数人氏が、本年 10 月 11 日をもって辞職したので、新教育委員会制度に基づく教育委員として、市川 修策氏を任命するにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を必要とすることから、提案するものであります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（清水 仁君） 以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。————— 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 17 号から議案第 24 号までの全員協議会での審査を終了いたしましたので、全員協議会を閉会いたします。

閉会時間 午後 3 時 5 分